

議案第7号

飯能市みらい環境基金条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、飯能市みらい環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入しなければならない。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に要する財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（飯能市環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 飯能市環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年

条例第36号)

(2) 飯能市緑の基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成5年条例第14号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の飯能市環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例及び飯能市緑の基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により設置されていた基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とする。

令和4年2月25日提出

飯能市長 新井重治